

新たに設定された福井からの避難「代替ルート」は、高島市民の避難ルートと同じ
これでは、福井県民と滋賀県民の安全で迅速な避難は確保できない

老朽原発高浜1・2号、美浜3号は廃炉にするよう表明してください

滋賀県知事 三日月大造 様

日頃は若狭の原発の安全性や避難計画の問題について、さらに、関西の命の水瓶である琵琶湖を守るためにご尽力いただきありがとうございます。

高浜原発3・4号は、3月9日の大津地裁の仮処分決定によって、当面の間、運転はできない状況となり、福井と関西の住民は安心した生活を送ることができるようになりました。この決定により、国の原子力規制が安全性においても避難計画においても、市民の安全を守れないという厳しい司法の判断が下されたのです。国と関電はここで止まり、全ての原発の再稼働作業を中止するべきです。ところが関西電力と国は、運転期間40年を超えた高浜原発1・2号及び美浜3号を再稼働させようとしています。福島原発事故の原因もいまだ究明されず、悲惨な被害の状況からして、老朽原発の再稼働などもってのほかです。

他方、昨年12月に策定された「高浜地域の緊急時対応」(高浜原発事故時の避難・防災計画)を基に、福井県は2月に避難計画要綱を改訂し、嶺南4市町(高浜町・おおい町・小浜市・若狭町)住民が兵庫に避難する場合の避難ルートを新たに決めました。以下に示すように、この新たに示された「代替ルート」は、滋賀県高島市の約3万人の避難ルートと重なっています。これでは、福井県、滋賀県の住民双方の安全で迅速な避難を保障することはできません。よって、両県民の安全を守るために新たな避難ルートについては、再検討が必要ではないでしょうか。

これを裏付ける意味でも、新たな避難ルート・スクリーニング検査場所に指定された、綾部市と南丹市の状況について、私たちの現地視察、当該市への申し入れや聞き取り、国の資料も示し、「高浜地域の緊急時対応」がいかになんとものであるかもご説明させていただきます。

以下の質問と要望への回答をお願いします。

【質問事項】

1. 高島市住民の避難ルートである国道161号が、福井からの避難「代替ルート」に設定されたことについて

福井県が2月に改訂した避難計画要綱では、兵庫避難の場合に、国道303号→国道161号(琵琶湖西岸)が「代替ルート」として追加されました。しかし、国道161号は高島市民の避難ルートと重なっています。

[資料1] 福井県の避難計画要綱 新旧比較 ルート箇所

[資料2] 福井新聞記事 3月23日付

(1) この「代替ルート」が決められた経緯について教えてください。

(2) 嶺南4市町住民がこのルートで避難する場合、約46,000人の避難が見込まれます。福井県の場合、基本は自家用車による避難となっており、3名が1台の自家用車に乗り合わせたとしても、小浜市民3万人の車両だけで1万台となり、車列は少なくとも100kmにもなります*。

このような状況で、高島市民約3万人が安全に迅速に避難することは不可能ではないですか。

(※ 渋滞で低速走行する車の占有距離：5+10=15m/台。停滞した状態の車の占有距離：5+5=10m/台)

(3) 福井県民が国道161号を使用する場合のスクリーニング場所について

①高島市民のスクリーニング場所は、国道161号沿いの「新旭体育館・武道館」と「道の駅藤樹の里あどがわ」(駐車場：普通車100台・大型車15台)となっています。

福井県民用のスクリーニング場所は決まっているのですか。

上記2か所とは別に、滋賀県内に設置する予定ですか。

[資料3] 避難ルートとスクリーニング場所の地図

②高島市民のスクリーニング場所上記2か所はとても狭い場所ですが、高島市民3万人のスクリーニングが可能なのでしょうか。

(4) この「代替ルート」について、高島市や高島市民に説明をして同意を得られているのですか。

2. SPEEDIの活用等に関する国の関与について

国は3月11日に、SPEEDIの活用や安定ヨウ素剤の事前配布等について、全国知事会の提言を踏まえて、自治体の責任で使用することを認める「原子力関係閣僚会議決定」を公表しました(「原子力災害対策充実に向けた考え方」)。SPEEDI等の活用は認めたものの、責任は自治体に転嫁したままで、国の指針や基準等で取り入れようとはしていません。

3月9日の大津地裁の高浜3・4号仮処分決定では、国が責任を持って避難計画を基準等に組み込むべきと、司法が初めて判断を示しました。

福島第一原子力発電所事故を経験した我が国民は、事故発生時に影響の及ぶ範囲の圧倒的な広さとその避難に大きな混乱が生じたことを知悉している。安全確保対策としてその不安に応えるためにも、地方公共団体個々によるよりは、国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定されることが必要であり、この避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれるばかりか、それ以上に、過酷事故を経た現時点においては、そのような基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生しているといってもよいのではないだろうか。(大津地裁決定52頁より)

(1) 2月の示された滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)修正案では、SPEEDIの活用は削除されています。住民避難にとって、SPEEDI等の予測的手法が必要ではないですか。

(2) SPEEDI の使用や安定ヨウ素剤の事前配布等についても、国の指針等に取り入れて国の責任を明確にすべきではないですか。

3. 老朽原発高浜 1・2 号、美浜 3 号の再稼働について

福島原発事故後に改定された原子炉等規制法では、原発の運転期間は 40 年とすることが明記されました（法 43 条の 3 の 32：運転の期間等）。20 年の寿命延長は例外的な扱いです。既に 40 年を経過した以下の 6 基は廃炉が決まっています。[敦賀 1 号、美浜 1・2 号、島根 1 号、玄海 1 号、伊方 1 号]

しかし関西電力は、40 年を経過した老朽原発高浜 1・2 号、美浜 3 号を再稼働しようとしています。高浜 1・2 号については 7 月 7 日までに、美浜 3 号は 11 月 30 日までに、国の全ての審査が終了し許可・認可が得られていなければ廃炉となります。

高浜原発 1・2 号は、基準地震動が引き上げられたため、補強工事が必要です。通常は、耐震安全性の評価を実施→工事計画作成・認可→補強等の工事という手順です。しかし、機器の試験を含む耐震性評価に時間がかかり、この通常の手続きでは 7 月 7 日に間に合わないため、試験・評価を先送りにして、工事計画を認可し工事を先に実施しようとしています。さらに、工事計画は新品同様に前提としたもので、老朽化した原発の安全性を保障するものではありません。

ただでさえ危険な原発ですが、老朽炉は一層危険です。規制委は、別に寿命延長の審査も実施していますが、老朽化による機器や配管・ケーブル等の劣化状態も十分には把握されていません。さらにその説明資料は、多くの白抜き（商業機密）を含んでいます。

[資料 4] 関西電力の白抜き説明資料の抜粋

(1) 関西電力から、高浜 1・2 号、美浜 3 号の再稼働について、説明はありましたか。

【要望事項】

1. 福井県が新たに追加した避難代替ルート（国道 161 号）は高島市民の避難ルートと重なるため、福井県民も高島市民も安全で迅速な避難の保障がありません。代替ルートは撤回を求め、再検討してください。
2. SPEEDI の活用等について、自治体任せではなく、国が責任を持つように国に申し入れてください。
3. 老朽原発高浜 1・2 号、美浜 3 号の再稼働に反対し、廃炉にするよう表明してください。

2016 年 4 月 7 日

避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／

脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会

この件の連絡先：美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3 階 TEL:06-6367-6580